事　務　連　絡
令和 7年 12月 24日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
宮崎県支部長 殿

宮崎労働局労働基準部
健 康 安 全 課 長

トラック運転者の労働災害防止対策の推進について
～道路貨物運送業の労働災害増加傾向周知のご依頼～

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年の宮崎県内の道路貨物運送業における**4日以上の休業を伴う労働災害は、126件（11月末速報値）発生し、前年同期比 25件（24.8%）増加**となっており、休業 1ヶ月以上となっているものが 64 件（50.8%）、傷病性質が骨折･打撲傷･関節の障害となっているものが 107 件（84.9%）あり、トラック運転者の人手不足が深刻な状況にある中、荷役作業等の対策を講じて着実に減少させる必要があります（**別添、令和 7 年 11 月統計表及び「宮崎労働局からのお知らせ」参照**）。

貴支部におかれましては、従来から「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」などの労働災害防止対策に取り組んでいただいているところですが、今般の労働災害増加傾向の災害分析を踏まえますと、**トラック運転者における不安全な行動による災害が多発**している状況にあることから、いち早くお知らせし、労働災害防止のための更なる取組が必要と考えているところです。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが趣旨をご理解いただき、**傘下会員事業場に別添資料等を活用し労働災害多発傾向を共有**いただくとともに、**関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラック運転者に対して、荷役作業時の具体的な安全対策を周知**いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ】
〒880－0805
宮崎市橘通東 3－1－22
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課
TEL　0985－38－8835
E-mail:kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

業種別・署別災害発生状況（休業４日以上）
（新型コロナウイルス感染症を除く）

宮崎労働局

統計集計日　※上段　死亡災害：令和6年11月末日現在　休業災害：令和6年11月末日現在

11月末日　※下段　死亡災害：令和7年11月末日現在　休業災害：令和7年11月末日現在

速報値	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01製造業	1	256	257		93	93	1	65	66		80	80		18	18
		234	234		89	89		57	57		74	74		14	14
01食料品		107	107		41	41		21	21		41	41		4	4
		104	104		46	46		17	17		36	36		5	5
04木材・木製品		53	53		8	8		18	18		17	17		10	10
		41	41		13	13		14	14		11	11		3	3
09窯業土石	1	10	11		4	4	1	3	4		3	3			
		10	10		2	2		4	4		1	1		3	3
12金属製品		9	9		5	5		2	2		1	1		1	1
		11	11		2	2		3	3		5	5		1	1
13～15機械器具		26	26		14	14		7	7		4	4		1	1
		15	15		7	7		4	4		3	3		1	1
02鉱業		1	1					1	1						
		1	1					1	1						
03建設業	3	166	169	2	83	85	1	37	38		39	39		7	7
	3	151	154	1	63	64	2	42	44		35	35		11	11
01土木工事	2	44	46	1	18	19	1	17	18		9	9			
	3	49	52	1	20	21	2	12	14		14	14		3	3
02建築工事	1	81	82	1	45	46		11	11		20	20		5	5
		68	68		30	30		17	17		16	16		5	5
(02-02		15	15		7	7		1	1		5	5		2	2
木造建築)		19	19		6	6		5	5		7	7		1	1
04運輸交通業	2	114	116		50	50	1	14	15	1	45	46		5	5
	2	133	135	2	54	56		18	18		59	59		2	2
03道路貨物運送	2	99	101		43	43	1	12	13	1	42	43		2	2
	1	125	126	1	51	52		14	14		58	58		2	2
05貨物取扱業		1	1								1	1			
		4	4		3	3		1	1						
06農林業	5	87	92	1	31	32	1	26	27	3	18	21		12	12
	2	82	84	1	21	22		28	28		18	18	1	15	16
02林業	4	53	57		11	11	1	25	26	3	7	10		10	10
	1	54	55		8	8		26	26		7	7	1	13	14
07畜産・水産業		45	45		18	18		3	3		22	22		2	2
		52	52		17	17		6	6		25	25		4	4
08商業	1	201	202	1	99	100		35	35		52	52		15	15
	1	181	182		89	89		40	40	1	43	44		9	9
02小売	1	144	145	1	73	74		27	27		31	31		13	13
	1	131	132		64	64		30	30	1	30	31		7	7
09金融・広告業		6	6		3	3		1	1		1	1		1	1
		6	6		4	4		2	2						
10映画・演劇業															
		1	1								1	1			
11通信業		21	21		6	6		8	8		4	4		3	3
		9	9		5	5		2	2		2	2			
12教育・研究業		16	16		7	7		3	3		5	5		1	1
		13	13		10	10		1	1		2	2			
13保健衛生業		180	180		77	77		33	33		56	56		14	14
		155	155		72	72		31	31		39	39		13	13
02社会福祉施設		121	121		56	56		23	23		32	32		10	10
		99	99		50	50		18	18		26	26		5	5
14接客娯楽業		74	74		45	45		9	9		16	16		4	4
		69	69		34	34		11	11		21	21		3	3
02飲食店		42	42		26	26		6	6		9	9		1	1
		42	42		20	20		5	5		14	14		3	3
15清掃・と畜業		55	55		34	34		7	7		11	11		3	3
		52	52		30	30		4	4		18	18			
(01-01		31	31		22	22		4	4		3	3		2	2
ビルメン)		19	19		13	13		1	1		5	5			
16官公署															
17その他の事業	2	58	60	1	30	31		7	7	1	13	14		8	8
		54	54		29	29		11	11		10	10		4	4
合　計	14	1281	1295	5	576	581	4	249	253	5	363	368		93	93
	8	1197	1205	4	520	524	2	255	257	1	347	348	1	75	76

資料出所：労働者死傷病報告

トラック運送事業者の皆様へ

宮崎労働局からのお知らせ

トラック運転者の労働災害防止に取り組みましょう！！

令和7年の休業4日以上の労働災害が、前年比で大幅に増加
（11月末速報値126件中64件が休業1ヶ月以上）

荷主先で被災するケースがほとんどであるが、ドライバー自身の不安全行動による災害も多い。

事故の型別労働災害発生状況（道路貨物運送業）

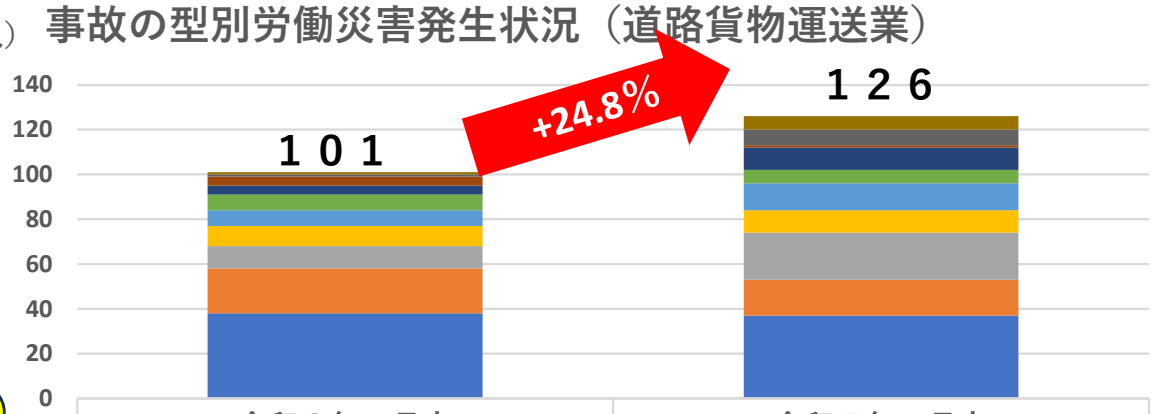

	令和６年11月末	令和７年11月末
その他	1	6
飛来・落下	1	7
高温・低温の物との接触	4	1
激突	4	10
交通事故（道路）	7	6
激突され	7	12
はさまれ・巻き込まれ	9	10
動作の反動・無理な動作	10	21
転倒	20	16
墜落・転落	38	37

増加

増加

増加

道路貨物運送業における労働災害の推移（宮崎県内、新型コロナウイルス感染症を除く）

死亡災害10件の内訳は、墜落転落が4件、交通事故が3件、フォークリフトによる挟まれが1件、トラックによる挟まれ1件、積み荷の崩壊倒壊が1件。

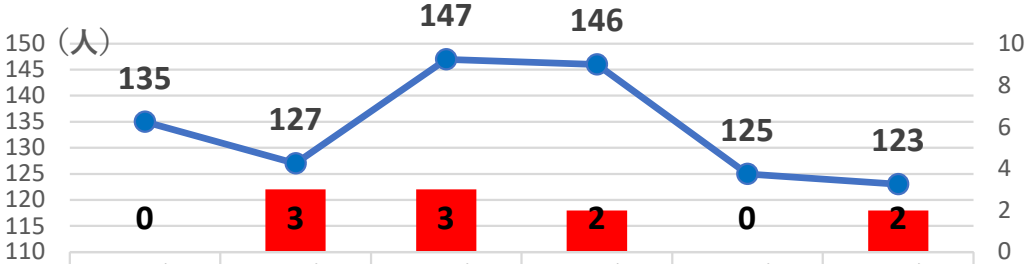

	R元年	R２年	R３年	R４年	R５年	R６年
道路貨物運送業（死亡）	0	3	3	2	0	2
道路貨物運送業（休業4日以上死傷災害）	135	127	147	146	125	123

厚生労働省では、**「交通労働災害防止のためのガイドライン」**
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
を策定し、トラック運転者の交通事故の防止や、荷物の積込み・積降し作業中等の労働災害防止に向け、取り組むべきことをお示ししています。
トラック運送事業者の皆様はもとより、**荷主（荷物の発注者、荷物の配送先）の皆様、元請事業者の皆様**も、これらガイドラインを順守し、トラック運転者の労働災害防止にご協力をお願いします。

具体的な対応策

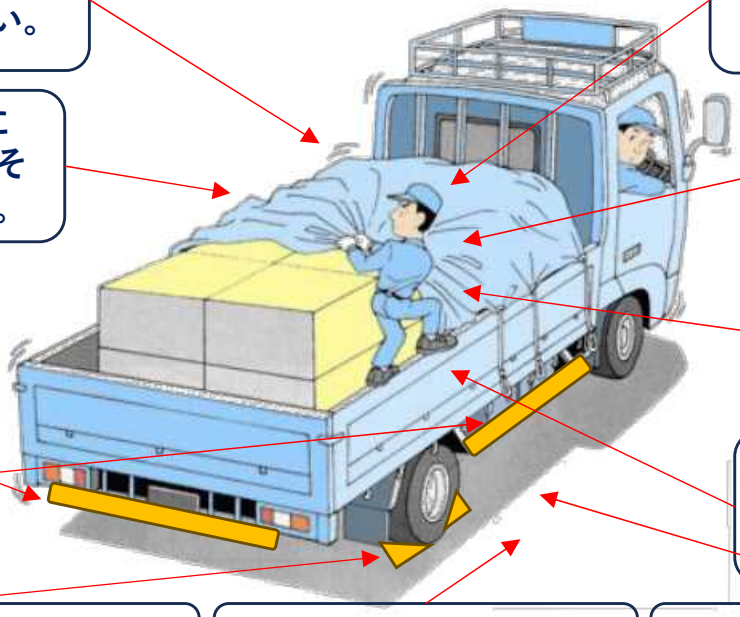

- シートが引っかかっても力ずくに引っ張らない。
- シートが貨物の角に引っかかった際は、その場所に行って直す。
- サイドとリアにステップを装着し、無理な昇降を行わない。
- 逸走防止（輪止め）を必ず行う。
- 荷台から飛び降りない。
- 作業は出来るだけ地上から。
- 保護帽（墜落時保護用）を必ず着用する。
- 引っ張る場合は、その反動を予測して作業する。
- 荷台上では背を荷台内側に。
- 車両のあおりに足をかけて作業しない。

●交通労働災害防止のためのガイドライン
・労働時間、休憩、運転時間など労働基準法や改善基準を遵守した適正な走行計画の作成及び運転者への指示　・安全教育の実施
・交通安全情報マップの作成　・健康診断の実施　など

●陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
・荷役作業に適した服装、保護具（墜落時保護用ヘルメット、安全靴等）の着用　・荷台からの墜落防止対策の徹底（昇降設備の使用等）
・フォークリフトでは、有資格者による運転、特定自主検査の実施、作業計画の作成、用途外使用の禁止（人の昇降に使用しない）　など

●陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐために
（労働安全衛生総合研究所ホームページ）

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

■トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

足を滑らせてリアバンパーから転落

テールゲートリフターから転落

必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇降設備を設けましょう

■トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下

ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃

荷崩れしないよう、積み付け時に、適切な固定・固縛を行いましょう

■フォークリフト使用時における死亡災害

歩行者立入禁止エリアにいた被災者がフォークリフトと接触

フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷きに

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールをしっかり守りましょう

■トラックの 無人暴走による 死亡災害

坂道で動き出した無人トラックを 止めようとして轢かれる

積雪路面で無人トラックが動き出し住宅ガレージの支柱に挟まれる

降車時には必ず逸走防止措置（パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め）を実施しましょう

■トラック後退時 における 死亡災害

トラックの後退誘導時にトラックと電柱に挟まれる

トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触

後退誘導のルールを定めましょう
トラックを後退させるのは後方確認ができるときだけにしましょう

荷役作業を安全に行えるよう、床の凹凸をなくしたり、明るくしたり、整理整頓を行うなどの基本的な対策も大切です

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインをご活用ください

落ちないポイント 1

リヤとサイドにステップを付けて昇降性向上！

トラックの荷台は元々高くてワンステップでは上れません。
もちろん飛び降りもしてはいけません。
ステップを用意することで安全な昇降になります。

一般的な対策

荷台へ昇降しやすい装備（ステップ利用①）

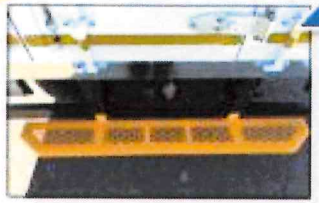

「リヤステップ」

バン型車のリヤステップ部を網状にすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時でも雪等が積もりにくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷凍冷蔵、ウイング、平ボディです。

荷台へ昇降しやすい装備（ステップ利用②）

「サイドステップ」

バン型車のリヤ・サイドステップ部に実際のある穴あけ加工をすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時に雪等が積もりにくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍です。

トラック荷台からの転落防止

バン型車のリヤステップ利用

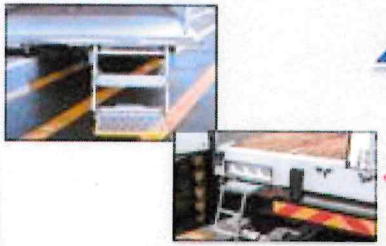

「リヤ階段ステップ（格納式）」

リヤドアの下部に取付けて、リヤドアから昇降するための格納式の階段ステップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍、ウイングです。

ウイング車のサイドステップ利用

「あおり内側回転式ステップ」

あおりの内側に、あおりを下ろした時に回転してステップとなる部分があり、このステップを利用すると荷台への昇降が容易になります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイングです。

落ちないポイント 2

ステップとグリップの合わせ技でがっちり3点支持

グリップを持つことで、ステップから足を滑らせたり、踏み外した場合でも、転落事故を防ぐことができます。
荷物を持ちながらの昇降をしてはいけません。

荷台へ昇降しやすい装備（グリップ利用①）

▲ 開閉グリップ

▼ ピンジ連結タイプ

「リヤフレーム部グリップ」

グリップを取り付けすることで、荷室・庫内への昇降が安全に行えます。また、ピンジ連結の長さタイプはドライバーの身長に関係なく使用できるのが特徴です。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷凍冷蔵、ウイングです。

荷台へ昇降しやすい装備（グリップ利用②）

「リヤドア面グリップ」

リヤドア面（両開フレーム）にグリップを取り付けて、庫内および庫外に安全に昇降する時のグリップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍、ウイングです。

▲リヤドア（両開フレーム）に取付け

▲リヤドア面に取付け

対策はここまで進んでいます。

格納式サイドステップ利用

「格納式ステップ」

ボディより外側に可動式のステップを取り付けることで、昇降性を向上します。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍です。

持ち運び可能なステップ利用

「手すり付荷台用ステップ」

荷台への昇降に、あおりを立てたままでも、下ろしても設置可能なステップです。天板もついているので、身体の向きを変えることもできます。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイング、平ボディです。

荷台への昇降中における 転落防止チェックポイント

確認してみよう！ 作業手順・マニュアルを再点検

あなたの事業場では、荷台への昇降手順は適切ですか？ ①～③を参照し、点検してみましょう。
不十分な場合は、本リーフレットで紹介した設備の追加、手順・マニュアルの見直し等を実施しましょう。

注）グリップやステップ等を設置する際には、道路運送車両法の保安基準に適合しているか十分に確認してください。

① バン型車のリヤ部

CHECK! 実施中　CHECK! 要検討

リヤドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながらリヤドア下部のリヤバンパーまたはステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時もグリップを持ったままステップに足をかける順序で、荷台内側を正面にみて後ろ向きに降ります。車体形状の都合上、両手でグリップを持てませんが、荷台の床面に手を添えると前屈み姿勢になるのでより安定します。

② バン型車のサイド部

CHECK! 実施中　CHECK! 要検討

ドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながら、サイドステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時は上がる時の逆の順序で移動します。ちなみにサイド部はグリップをドアフレーム内側に装備できる場合が多いようです。両手で持つと身体の姿勢が安定し、より安全に昇降できます。

③ ウイング車、平ボディ車のあおり

CHECK! 実施中　CHECK! 要検討

あおりを下ろした時は、ステップだけでなくグリップ（取手）や手がかりがないので昇降するのが困難です。あおり内側収納式ステップの装備、持ち運び可能な荷台用ステップ等を使用しましょう。グリップは車体内部あるいは荷台床面に装備するか、車体の柱等をグリップ代わりに活用しましょう。

本リーフレットの写真等は、国土交通省及び（公社）全日本トラック協会が開催した「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方検討会」で取りまとめた成果「【別冊】トラックメーカーなどの取組事例集」から引用しています。

この QR コードから動画が入手可能です